

図表Ⅱ-5 デジタル社会を形成するための基本原則

原則	具体的な取組
①オープン・透明	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開等による官民連携の推進</li> <li>データ共通基盤の民間利用推進</li> <li>AI等の活用と透明性確保の両立</li> <li>利用者への説明責任を果たす</li> </ul>
②公平・倫理	<ul style="list-style-type: none"> <li>データのバイアス等による不公平な取扱いの防止</li> <li>個人が自己情報を主体的にコントロールできるようにする</li> </ul>
③安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタルで生涯安全かつ安心して暮らせる社会の構築</li> <li>サイバーセキュリティ対策の強化</li> <li>個人情報保護、不正利用防止等によるデジタル利用の不安低減</li> </ul>
④継続・安定・強靱	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会の活力の維持・向上</li> <li>環境との共生を通じたサステナビリティ確保</li> <li>耐災害性等の強化</li> <li>分散と成長の両立によるレジリエンスの強化</li> </ul>
⑤社会課題の解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・地方・民間の連携強化・コスト低減等の成長のための基盤整備</li> <li>災害や感染症に強い社会の構築</li> <li>デジタル人材の育成、官民・地域横断的な活躍促進</li> </ul>
⑥迅速・柔軟	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタルならではのスピード化の実現</li> <li>社会状況やニーズの変化に柔軟に対応できるシステム形成</li> </ul>
⑦包摂・多様性	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセシビリティの確保、情報通信インフラの充実</li> <li>高齢・障害・病気・育児・介護と社会参加の両立</li> <li>多様な価値観やライフスタイルへの対応</li> </ul>
⑧浸透	<ul style="list-style-type: none"> <li>「お得」なデジタル化によるデジタル利用率向上</li> <li>デジタル技術の教育を通じた「わかりやすい」「楽しい」デジタル化の促進</li> <li>国民にデジタル化の成果を実感してもらう</li> </ul>
⑨新たな価値の創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>官民のデータ資源を最大限に活用する</li> <li>利用者視点でのイノベーションの促進</li> </ul>
⑩飛躍・国際貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民が便利さを実感するデジタル化の実現</li> <li>デジタル化が進んでいない分野におけるデジタル3原則の貫徹</li> <li>デジタルの活用による地方独自の魅力の発揮</li> <li>自由や信頼を大切にデータ・デジタル政策で世界をリードする</li> </ul>

（「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を基に当室作成）

# デジタル臨時行政調査会の目的

- 「国民や地域に寄り添う」とともに「個人や事業者がその能力を最大限発揮」できる社会をデジタルの力で実現。
- 全ての改革（デジタル改革、規制改革、行政改革）に通底する「デジタル原則」を共通の指針として策定。
- デジタル原則の下、法律、行政組織、デジタル基盤等の経済社会制度を構成する重要な要素を早急に作り直す（＝「新しい資本主義」を実現するための構造改革）。



国民と政府) /国と自治体)  
 ⇒政府は国民に寄り添うという視点で直接結びつき、国民は政府に直接働きかけができる制度・ITシステムの構造（デジタルの発展で可能に。実現しつつある国も）  
 ⇒国・自治体一体のシステム構築

社会)  
 ⇒健康・医療、教育、防災、こどもの保護、決済インフラなどの主要（準公共）分野をデジタルで転換  
 ⇒サプライサイドベース・画一的なサービスから、デマンドベース・個別サービスへ  
 ⇒企業や地域を越えた共通的なデータ活用基盤を整備

産業)  
 ⇒規制改革を行い、デジタル時代に相応しいサービスが次々生まれる環境へ

人材)  
 ⇒官民の資金の大学等への流れを強化し、企業側が専門性に応じた高い給与を支払う流れを作り、需給構造を一新

政府)  
 ⇒人材、資金、政策形成・評価の主要な側面で抜本改革  
 ・人材：世界レベルの人材が政府に  
 ・資金：世界レベルのシステム構築が可能な資金方式へ  
 ・データに基づく政策形成・評価の実現（EBPM）

出典：2021年11月16日 第1回デジタル臨時行政調査会 提出資料

## デジタル法制審査の取組の強化

前倒し実施しているデジタル法制審査の取組を拡充しつつ、引き続き次期通常国会提出予定の法案を対象に実施。

### 【主な拡充内容】

- 法施行段階の工程を明確化
- テクノロジーマップ・技術カタログの整備等によるデジタル化を位置付け

### ○7項目の代表的なアナログ規制の確認方法等

※下線部が今回主に拡充した部分

- 7項目に該当するアナログ規制を課している条項（＝PHASE 1）が存在しないことを確認。下位法令や通知・通達等を含めてPHASEの当てはめを行う場合においては、その工程も明確化。
- 活用可能な技術の水準等に応じてPHASE 2 又は 3 のいずれの段階にあるかを確認。
- テクノロジーマップ及び技術カタログを活用してデジタル化を実施。デジタル庁において今後横断的なデジタル技術等の検証に必要な支援を具体化。
- ※ 各府省が規制の見直しを行うに際して参考となる事例を紹介（例：目視・実地監査規制について、道路橋や道路トンネルなどの点検におけるAIを活用した画像解析等）

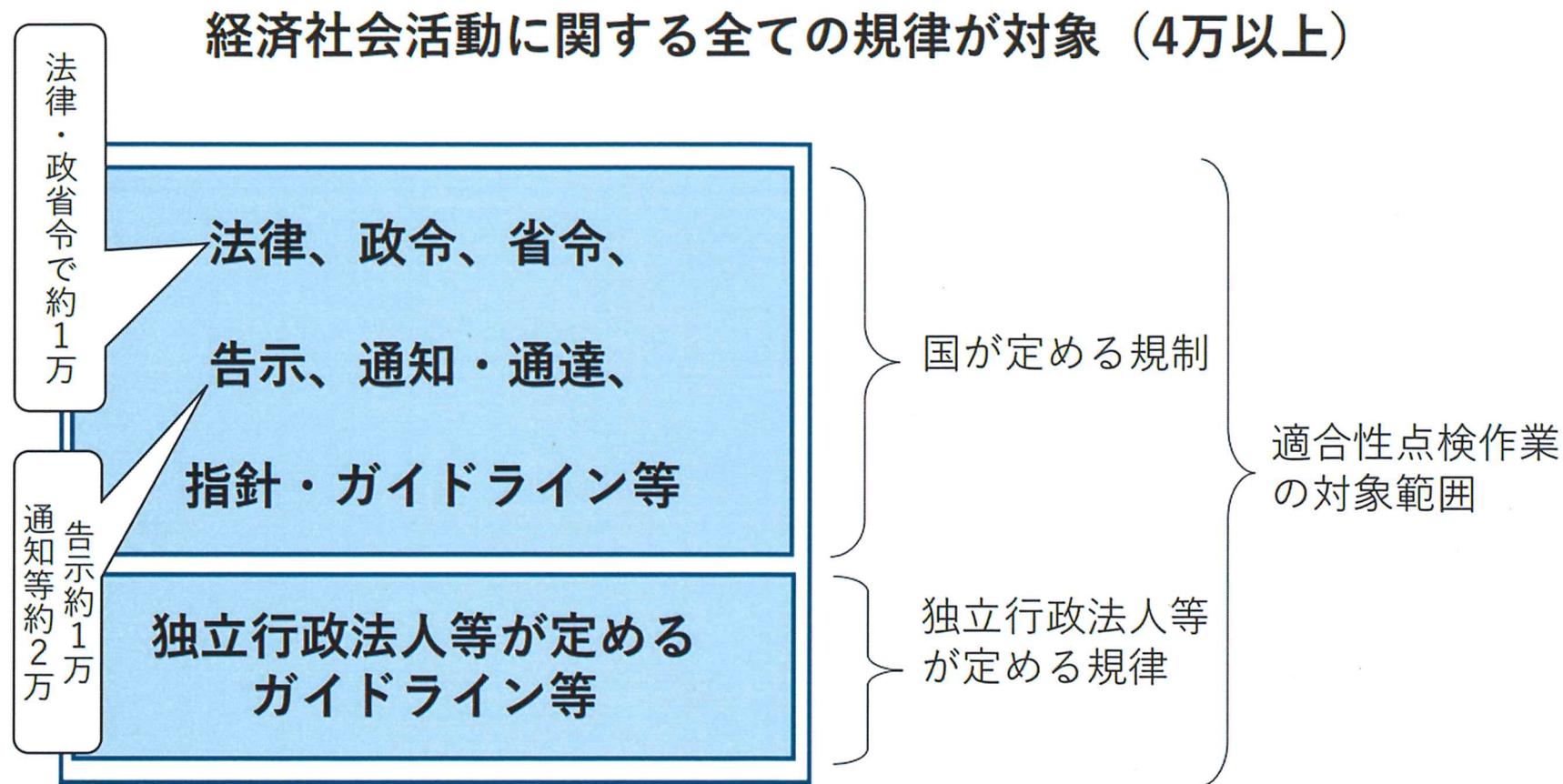


### ○フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定に係る確認方法

- オンラインでの手続や他の記録媒体、クラウド等の利用ができることを確認。

出典：2022年12月21日 第6回デジタル臨時行政調査会 提出資料

## 構造改革のためのデジタル原則への適合性の点検対象の規律の範囲



※上記を踏まえ、地方公共団体の取組を後押し  
(例：国の見直し結果等の情報提供や地方公共団体での先進的な取組事例を紹介等)